

議案第五号

港区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成二十八年二月十七日

提出者 港区長 武井雅昭

港区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

港区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年港区条例第二号）の一部を次のように改正する。

第三条中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、同条第六号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第八号とし、同条第五号を同条第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 退職管理の状況

第三条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 人事評価の状況

付 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（説明）

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十四号）の施行による地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部改正に伴い、人事行政の運営の状況に関し、区長に任命権者が報告する事項を改める必要があるため、本案を提出いたします。